

公立丹南病院組合職員の育児休業等に関する条例

〔 令和2年2月14日
条 例 第 5 号 〕

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項および第2項、第14条、第15条（この規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項ならびに第19条第1項および第2項の規定に基づく職員の育児休業等に関しては、事務所所在の市町の職員の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。